

教 育 委 員 会 定 例 会

日 時：平成28年10月20日(木) 午前9時25分～午前10時30分
場 所：教育センター 2階 204会議室

出席者：教育長 高橋 正 教育委員 早藤義則、小松泰子、貴田太史

事務局及び説明者 柏木参事、大滝課長、鈴木副課長、長田指導主事
植村非常勤指導主事

議事録署名委員：早藤委員、貴田委員

※ 傍聴希望人 秋山喜作 様

高橋教育長 皆さん、おはようございます。お忙しい中ご参集いただきまして、ありがとうございます。先日の町民大学60周年、お疲れ様でございました。419人の皆さんに来ていただきました。盛況のうちに終わりました。皆さんのお陰だと思っております。ありがとうございます。

まず、傍聴の申し出がございました。秋山様です。では、ご入場いただきください。

(傍聴人 入室)

高橋教育長 それでは定刻前でございますが、始めさせていただきます。石井委員より欠席の届け出が出ております。ご報告させていただきます。

ただいまの出席者は4名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成28年湯河原町教育委員会10月定例会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりでございます。会議録署名委員は会議規則第35条の規定によりまして、早藤委員、貴田委員の2名を指名させていただきます。よろしく願いいたします。

今回、秘密会とする案件については、ないということでございますので、通常の委員会となります。

議事録の承認

(1) 平成28年9月教育委員会定例会議事録の承認について

高橋教育長 続きまして、議事録の承認に入ります。(1)平成28年9月教育委員会定例会議事録の承認について、事務局から説明を求めます。

鈴木副課長 それでは、9月に開催されました定例会の議事録について、訂正させていただいた箇所をご説明させていただきます。

※ 訂正箇所の説明

高橋教育長 説明が終わりました。議事録につきまして、質疑等はございますでしょうか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 ないようでしたら、平成28年9月教育委員会定例会議事録について、ご承認を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、平成28年9月教育委員会定例会議事録については承認されました。

案 件

(1) 協議事項

協議第11号 湯河原町子ども・子育て会議委員の推薦について

協議第12号 旅館業法第3条第4項の規定に基づく施設環境の意見について

協議第13号 町民グラウンドに係る公有財産の用途変更及び移管について

協議第14号 「人権」に関する川柳の募集結果及び選考について

高橋教育長 次に案件に移らせていただきます。本日は、議案はございません。(1)協議事項 協議第11号 湯河原町子ども・子育て会議委員の推薦について、説明を求めます。

鈴木副課長 協議第11号をお願いします。

(資料に基づいて、湯河原町子ども・子育て会議委員の推薦について 説明)

・教育委員より1名

・任期は委嘱の日から2年

高橋教育長 説明が終わりました。委員の皆様、ご意見・ご質問等がございますでしょうか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 ご推薦等がございますでしょうか。

小松委員 私が出ます。

高橋教育長 小松委員からご承諾いただきましたが、皆さんいかがでございましょうか。

早藤委員 小松委員がやっていたかということで、ありがたいんですけど、任期に空白期間ができちゃってますよね。空白期間があるということは、これは非常に不都合があるかと思うんです。現実にはどれだけの会議・審議等があるのかわかりませんが、これはやはり空白期間がないように調整すべきではないかと思えます。

鈴木副課長 町部局のこども支援課の方に、その旨伝えさせていただきます。

高橋教育長 担当課は来ていますか。

鈴木副課長 きょうは来ておりません。

高橋教育長 確かに空白期間はおかしいですから、それは調整するようにお伝えします。

それでは、本件につきましては、小松委員をご推薦ということでよろしいでしょうか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 次に協議第12号 旅館業法第3条第4項の規定に基づく施設環境の意見について、説明を求めます。

鈴木副課長 協議第12号をお願いします。

(資料に基づいて、旅館業法第3条第4項の規定に基づく施設環境の意見について 説明)

・当該校の清純な施設環境が保たれるよう、事業者には特段の配慮をお願いする

高橋教育長 説明が終わりました。何かご質問・ご意見等がございますか。

早藤委員 このメゾン湯河原というのは既存にある建物かと思いますが、この施設環境の意見という照会は、建設するときは当然、承認ということであったかと思いますが、これは何か何年かごとに更新して、こういう状況を確認するという事なんでしょうか。

鈴木副課長 説明が不足していたと思います。メゾン湯河原は、もともとマンションでございまして。通常の住民の方がお住いになる、家屋としての機能を有しております。その空き部屋につきまして、民間の宿泊所、こちらで法的に旅館業法で申し上げますと、「簡易宿所」という形になりますが、こちらは「民泊」ということが昨今テレビで取り上げられていると思いますが、そのような形での有料での部屋の貸出しを行う上で、意見を聞かなければいけないということに引っかけられてくることでの、意見を求められているというものでございます。

建設のときは、旅館ではないので、特に意見は出しておりません。

早藤委員 ということは、使用目的が変わったために、この許認可が必要になってきたということですね。

鈴木副課長 はい。

早藤委員 とすると、確かに簡易宿泊施設でよくわからないものが、いわゆる一般の旅館と、こういう部屋貸しになるものというのは、いろいろな部屋貸しのパターンがあるんでしょうけど、いわゆるモータルのなものと同じような部分になることも、十分あるということでしょうか。

鈴木副課長 具体的に、同じグループのものとしましては、「民宿」、「ペンション」、「山小屋」、「カプセルホテル」等がこれに当たるということになっております。

高橋教育長 風営法ではないです。

早藤委員 わかりました。

高橋教育長 他にございますでしょうか。

小松委員 たまたま昨日のニュース番組で、民泊についての問題点等をやっておりました。利用する方は外国人のお客が多いので、ごみの出し方の問題や騒いだりというのが近隣で問題になっているということでした。お客さんに対しての説明等に関しては、どこが責任を持つんでしょうか。

鈴木副課長 取りまとめが神奈川県小田原保健福祉事務所となっておりますので、そちらになるかと思われませんが、まだ確認はできておりません。教育委員会としては、小田原保健福祉事務所長宛に回答するものでございます。

小松委員 湯河原では、すでに民泊をされているところがあるんですか。

鈴木副課長 このように、学校施設の近隣であるという形で意見を求められておりませんので、教育委員会としては、情報は得ておりません。

高橋教育長 ごみの問題は、どこかでお話があるんですか。

柏木参事 事業者の方からお住いの方にお話があると思います。

高橋教育長 他にございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 ないようでしたら、協議第12号につきましては、別紙(案)のとおり回答してよろしいでしょうか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、案を消していただいて、この形で回答をさせていただきます。

小松委員 この件とは関係ないんですが、この地図というのはどのくらいで更新されるんですか。

高橋教育長 明細地図は毎年出ていましたっけ。

鈴木副課長 販売されております。

小松委員 パチンコ屋さんがなくなって、コンビニエンスストアになっているところがあります。

早藤委員 これは先方が用意したものです。

大滝課長 たしか四、五年に1回くらいの更新だと思います。

高橋教育長 次に、協議第13号 町民グラウンドに係る公有財産の用途変更及び移管について、説明を求めます。

大滝課長 協議第13号をお願いします。

(資料に基づいて、町民グラウンドに係る公有財産の用途変更及び移管について 説明)

・所在及び地籍 湯河原町中央二丁目21番地2・湯河原町中央二丁目21番地6

高橋教育長 説明が終わりました。何かご質問・ご意見等はございますか。

早藤委員 この物件目録に、移動可能なものも全部含めて入っているわけですが、移動可能なものというのは、事前に、たとえば中学校に移動するとか、あるいは運動公園にとか、そういう操作はしないんですか。

大滝課長 早藤委員のおっしゃるとおり、すでにこの目録の中で、中学校へ持っていくものについては、除いてございます。この表の中で言うと、No.3 ジュニア用サッカーゴールとNo.4 ジュニア用サッカーゴールネットとございますが、この2点につま

しては、運動公園に持って行く予定でございます。それ以外につきましては、たとえばもう使わないというゴールも確かにございますが、それらは処分という形になります。

早藤委員 つまり、この目録に載っているということは、もうこのまま町財産の方に行って、町財産からそこに行くということですか。

大滝課長 中学校にお渡しする物件については、すでにこの中から抜いてございます。こちらはすべて、町へお渡しするという形になります。

早藤委員 わかりました。

高橋教育長 他にご質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 ないようでしたら、協議第13号につきましては、原案のとおり用途廃止及び移管することで、ご異議ございませんでしょうか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、そのとおり決定いたします。

次に、協議第14号「人権」に関する川柳の募集結果及び選考について、説明をお願いします。

植村非常勤指導主事 協議第14号をお願いします。

(資料に基づいて、「人権」に関する川柳の募集結果及び選考について 説明)

・計338点の応募(小学校45点、中学校293点)

高橋教育長 説明が終わりました。何かご質問・ご意見等はございますか。

早藤委員 中学校は1校なのでいいんですけど、小学生45点のうちの、学校別の応募数を教えていただけますか。

植村非常勤指導主事 手元に数字がないんですが、湯河原小学校の6年生が、6年1組の取り組みで、グループで1点ずつ出すということで、クラス全員となりますが、点数としては六、七点。東台福浦小学校は1点。吉浜小学校と湯河原小学校は調べてまいります。

高橋教育長 先ほどのお話ですと、5点選んでいただいて、ご報告いただくと。それで11月に集計して決定するということですね。協議は継続的に協議するということですね。

植村非常勤指導主事 はい。あと校長会にもお願いしたいと思います。

高橋教育長 これはメールによる回答でよろしいですか。

柏木参事 メールで結構です。

高橋教育長 それではメールで照会して、メールで回答すると。その中に、いまの内容も明示してください。

早藤委員 それはそれで結構です。そうすると、「何人」ではなく、「何点」とする方がいいと思います。ちなみに、植村先生のお話ですと、複数で1点というお話ですが、1人で2点は出せなかったということですか。

植村非常勤指導主事 出せなかったというか、中学1年生は1人で3点、4点といろいろ出せます。

早藤委員 そうすると、「338点」であって、「338人」ではないということですね。

植村非常勤指導主事 そうですね。

柏木参事 審査は教育委員さん、我々も含めて図書館長、美術館長、各校長先生にお願いしたいと考えております。

高橋教育長 美術館長はいいんじゃないですか。

早藤委員 いや、文化的なことですから、いいんじゃないですか。

柏木参事 定例会のメンバーということですか。

高橋教育長 それでは、そういう形でよろしいでしょうか。またメール照会させていただいて、ご回答いただくということですか。

早藤委員 選ぶ方法なんですけど、やはり最優秀、優秀というものがあるので、たとえば5点選ぶにしても、一番これは一押しというのは、たとえば3点とか、とりあえず5点だから、5点いかななくても、1点付けようとかっていうのがあってもいいかと思うんですけども、点数に差がないと、すごくいいものに対しての思い込みというのはいえないと思います。

高橋教育長 ポイント制ということですか。

早藤委員 はい、その方がいいのかなと思います。

高橋教育長 それは持ち点を検討していただいて、照会をさせていただくようにやり方でもよろしいでしょうか。

貴田委員 これは選考に対して、インターネットに関する川柳と人権に関する川柳、何か割合的なものは、別にあまりこだわらなくていいですか。

植村非常勤指導主事 良いものを選んでいただきたいと思います。

貴田委員 わかりました。

柏木参事 子どもたちには、特にインターネットの意識付けということで、今回やらせていただきましたけど、こだわらずに出していただくようになりました。

高橋教育長他に何かご質問等はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 ないようでしたら、継続協議ということで、次回に決定するというので、よろしく願いいたします。

(2) 報告事項

① 平成29年度福浦幼稚園の申し込みについて

高橋教育長 次に(2)報告事項に入らせていただきます。①平成29年度福浦幼稚園の申し込みについて、事務局から説明をお願いします。

鈴木副課長 資料1になります。

(資料に基づいて、平成29年度湯河原町立福浦幼稚園入園案内 説明)

・4歳児 25人、5歳児 13人

高橋教育長 報告が終わりました。何かご質問・ご意見等はございますか。

委員 質問、意見等なし

② 平成28年度人権教育に係る年間計画の取組状況(4月～7月)

高橋教育長 次に②平成28年度人権教育に係る年間計画の取組状況(4月～7月)について、事務局から説明をお願いします。

長田指導主事 資料2になります。

(資料に基づいて、平成28年度人権教育に係る年間計画の取組状況(4月～7月)について 説明)

・各学校の状況をピックアップして報告

・現状(予想)、目的(ねらい)、具体的方策、留意点、振り返り・評価、提言

高橋教育長 報告が終わりました。何かご質問・ご意見等はございますか。

早藤委員 各学校の人権教育に係る取り組みの実施状況の学校間での共有は、年に何回かありますか。

長田指導主事 校長会でこれと同じものをお示しさせていただき、同じように説明させていただいております。したがって、校長先生同士で共有させていただいております。

早藤委員 そうすると、校長先生はこれで他の学校の様子が見えるけれども、そこから下におられるのは、その学校にお任せしてあるという形になっちゃいますか。要するに、他の学校の様子、特に人権を中心に活動している、一般の先生方の認識度はどうですか。

長田指導主事 全体については、校長先生方で共有していただいておりますが、児童・生徒

指導的な取り組みや教育相談的な取り組みが、それぞれ複合的に実施されております。したがって、児童・生徒指導的な取り組みは、学校サポート会議の中で担当者レベルで情報共有しています。教育相談的な取組については、支援教育担当者会議の中で担当者レベルで共有しています。つまり、その部署・部署での共有はできていると思います。

早藤委員 ちなみに、それは年何回ですか。

長田指導主事 それぞれ年3回です。

早藤委員 わかりました。

高橋教育長 S S Tの小学校への広がりというのも、そういうところにあると思いますね。

小松委員 質問ではないんですが、いいなと思ったところです。中学校6月のアンケート実施のところで、振り返り・評価のところに書かれているんですが、「内容については、遺族と確認して実施」と書かれています。弟さんが在籍していますので、その辺の配慮がなされていて、いいなと思いました。

それから、S S Wの関わった内容が吉浜小学校だけのようですが、他の学校では、必要とされるような事例はなかったんですか。

長田指導主事 大変多くあります。今回は、吉浜小学校が書いてくださったので、発言いたしました。現在、お一人では抱え切れないぐらいの案件があります。したがって、私の方で調整させていただいておりますけれども、やはりニーズがありますし、緊急度もあります。そこはS S Wにがんばっていただいているというのが正直なところです。

高橋教育長 簡単に増やすというわけにもいかないんですよ。いろいろ掛け持ちしていただいているんですよ。

長田指導主事 はい。誰でもよいというわけではないので、この方というところをお願いしているところがあります。

高橋教育長 あとは県のS S Wも。

長田指導主事 県のS S Wにも、特定の事案には関わっていただいておりますが、他の市町と掛け持ちですので、なかなか湯河原専従とはなりません。

高橋教育長 拡充していただいて、岸本さんは大活躍で、いい方に受けていただいたと思っております。

貴田委員 このように各学校に取り組みをしていただきまして、これがたとえば長期欠席児童について、そのまますぐつながるとは思っておりませんが、人数的に減りつつある状況かなと認識しております。こういったところの取り組みが、徐々に結果として表れているような感じがします。ですので、ぜひ継続していただきたいと考えております。

高橋教育長 きょうの新聞に、学状の件で記事が載っておりましたけれども、その中でアンケートの掲載があり、自己肯定感を高めなければいけないと。神奈川県は低いということでした。

また、その辺の分析も、今後町の方としていかなければというか、実際にしている状況です。それはまとも次第、ご報告させていただきます。

他にございますか。

委員 質問、意見等なし

(3) その他

高橋教育長 それでは、(3) その他に入らせていただきます。その他、委員の方から何かございますでしょうか。

早藤委員 3点ございます。まず、先週土曜日に吉浜小学校の運動会がありました。運動会は午前9時始まりでしたが、ちょうど9時の時点で、町民大学60周年記念式典の放送があったかと思えます。12時にもありました。その放送もわかるし、運動会も開会の挨拶等が始まる時間ということで、重なってしまうので、その辺をうまく時間

をずらすような調整をしていかないと、町内一斉放送だから、かなり大きなボリュームになりますから。

たまたま今週の土曜日が、2つの小学校の運動会です。そして、たぶん社会福祉大会があるでしょうから、たぶんそれも出ると思いますので、それぞれに大事なものなんでしょうけども、ちょっと時間をずらすような、そういう調整をしていただけないかなというのがあります。

大滝課長 ありがとうございます。私ども、気が付かなかったところでございます。今後、こういう行事の際には、気を付けていきたいと思えます。

高橋教育長 今週土曜日のことについては、放送が入っているかどうか、聞いてみたらどうですか。主催はどこですか。

大滝課長 社会福祉協議会です。

高橋教育長 放送が入っているかどうか確認して、その時間帯を少しずらせばいいので、その辺は調整いたします。

早藤委員 2点目ですが、全国一斉の学力状況調査についての解析や対策をしているかと思いますが、もし、その途中経過でも言えるような状況があれば、そここのところを知りたいと思いますが、いかがでしょうか。

高橋教育長 学状は次の11月に報告いたします。

早藤委員 報告はいいんですけど、その途中経過で、何か特段のものがなければ、別にいいんです。もし、あるようでしたら、教えていただきたいと思えます。

植村非常勤指導主事 検証委員会を行いまして、その中で、国語Aは全国とそんなに変わらず、数学Bは少しパーセントが落ちるかなというところがありますが、各学校で、落ちている部分について、たとえばローマ字で書けないようなところについては、各学校で検証委員会は8月から9月に行っておりまして、9月が始まって、各学校で取り組んでいただいているとか、中学校も1年、2年、3年と教科担任が上がりますので、1年生からそういうところを意識して行っている結果、差はあるんですけども、数学的な考え方・取り組み方というのは、工夫して行っているということで、少し縮まっているというところがあります。

また詳細については、次回にご報告させていただきます。

早藤委員 全体での解析・検討するよりも、各学校にもう対応しているという状況なんですね。

植村非常勤指導主事 検証委員会の前に、各学校で取り組みますので、その中でいいところは続けて、少し変えなくてはいけないところはやって、検証委員会の中でも、町として、このあたりをしっかりとやっていくといいですねという確認をして、それをまた学校に持ち寄って、各学校で、独自にこういうところはやっていきたいと思いますというところは、確認しております。

早藤委員 わかりました。

柏木参事 それから、相変わらずインターネットやゲームの割合は、全国よりも高いという数字が出ております。

早藤委員 学力ではなく、家庭の学習状況ですか。

柏木参事 家庭での時間の使い方というのは、まだ相変わらず問題があり、なかなか学力が。

高橋教育長 生活習慣ですね。

植村非常勤指導主事 生活習慣も、朝食摂取率の内容が昨年度より少し上がって、早寝・早起きの時刻も守れているというのがありますが、いま柏木参事が言われたように、テレビの時間、インターネット等に使う時間というのは、全国や県よりも高いということがあります。

高橋教育長 だいぶ高かったですね。その辺はまだよくわからないんですが。

早藤委員 もう1点、これは学校教育と社会教育の方がうまく連携できるかなと思ってるの

ことなんですけど、いま学校教育の方でSSTとかSSWとか、そういうものの力を借りて成果を上げつつあるということなんですけど、小学生・中学生の問題をそこで対応しているにしても、一般社会人になって、引きこもりとかニートとかと言われる人たちへの対応が、現実にはほとんどないんじゃないかなと思います。

それに対して、せっかく学校教育でやっている、そういう実績を上げているものがあるので、そういうものを社会教育の実際に困っている、社会人になかなか切れないところに、本人自身もそうだろうし、家族も非常に大変な思いをしている、その手助けを、もちろん福祉の方も必要でしょうけども、教育委員会として、何らかのノウハウを持っているところができないかなということ。全く白紙なんですけど、今後の対応として、そこまでも考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

いわゆる成人教育とか社会教育というものの中でも、困っているところと言えば、そういう面で困って、いろいろな社会犯罪が起こっているところにつながってくると思います。そういうものっていうのはどうなのかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

大滝課長 私もはっきりはわからないのですが、今後必要になってくるかも知れないですね。

ただ、大人に限らず、引きこもりですとかそういうものに対しての、家族の方が参加できる講座ですとか相談会というような形のもの、県の方から、こういうものを開きますというチラシを、置いてもらえないかと来ますので、それは随時対応しているところがございます。

早藤委員がおっしゃるように、今後そういうような対応が、部署がどこかというのは別にしても、行政側でやるようなことになるのではないかなと思いますけれども、考えがまとまっておられません、すいません。

高橋教育長 現状は、まず町の窓口がないんじゃないかなと思います。

早藤委員 たぶん私が思うのに、本当に困っている人が行くところがないんだろうなと。

高橋教育長 ただ、相談機関はあると思いますが、町の中にあるかっていうと、それはないですね。

早藤委員 たぶん親御さんとか家族としては、やはり学校というところが、一番心の拠り所というか、親にとって相談できる場所って、たぶん学校の先生なんですよ。そうすると、そういうところが窓口というか、まず最初に聞いてあげるところになってあげないと、じゃあ役所とか福祉事務所にかかっていうことは、なかなか難しいんじゃないかなと思うんですよ。何らかの突破口を開くのが。

高橋教育長 学校にそういう形で窓口を持つっていうのは、なかなか難しいんじゃないかなと思います。それでしたら、教育委員会内に持った方がいいかなと思います。

早藤委員 その辺の具体的なものを検討してもらって、やはりそれは必要になるであろうからこそ、もう先に手を差し伸べるような方法、受け皿をつくっていくということを、検討してもらえたらなと思います。

高橋教育長 ただ、市町村にそういったところは、置かなきゃいけないのかも知れませんが、それはまたどこが担当するべきなのかなということも、調べる必要があるんじゃないかなと思います。

柏木参事 青少年相談室とか。

高橋教育長 青少年相談室には、時々そういうのがありますよ。いずれにしても、そこで対応が完結できないので、こういう関係機関に回すとか、そういう入口がちゃんとしていけば、そうでないと、どこに相談したらいいんだという話になっちゃうんで、教育委員会が一番活用が図られるのは、青少年相談室かなと思います。実際に、そういう相談もたまにはあります。

長田指導主事 小田原駅西口に、サポートステーションがあります。引きこもりの方の就

労支援を、NPOと県と一緒に取組んでいます。町に相談に来られた際には、おそらくそのようなところをご紹介しますことになると思います。引きこもっている方は、なかなか相談に来にくいということもありますので、その辺の悩ましさはあると思います。

特に中学校を卒業する段階で、引きこもる可能性があるかもしれないというお子さんには、「卒業しても、青少年相談室というところがあるから来てもいいんだよ」とか、または「学校の先生を訪ねてもいいんだぞ」というような声かけをすることもあります。

ただ、相談に繋がるかどうかは本人やご家族次第なので、この点も悩ましい所です。
高橋教育長 実際に来ていた事例はありますよね。本人が来ているとか、またはご家族が相談しているというのは、青少年相談室ではありません。

先ほど言ったのは、NPOのことでしょう。あそこはもう就労まで持っていかうということで、本来の形なんでしょうけど。なかなかその前の段階で、引きこもっている人を出すというのは、なかなか難しいのかなと思います。相談体制は、教育委員会に来られても、ご相談に乗っていることは間違いないんですけど。それを専従でやっているという機関が、福祉事務所などで調べてみたらどうですか。

自殺防止などというのは、保健センターが窓口にはなっています。

早藤委員 その境は難しいかなと思います。だから、部署がどうのこうのという垣根を乗り越えたものができないと、これは大変なんだろうかなと思います。

高橋教育長 入口ベースはできると思いますが、それを専門的に対応するとなると、なかなか教育委員会だけでは完結できないところがあります。

早藤委員 いまの長田先生のお話で、子どもたちに卒業時にそういう声かけがされているというのは、いままで知らなかったもので、本当にそれはすごくありがたいし、子どもそうだし、親にもそれを言ってもらえるといいと思います。たぶん、子どもが言えない分、親が相談したいというのは、すごくあるのかなという気がします。

長田指導主事 基本的には、保護者にもお伝えしていますが、数としては、それほど多いわけではないですし、年度に1人いるかいないかぐらいです。また、声かけをする形ですので、いままでこの会では発信しませんでした。しかし、適応指導教室で関わったお子さんとか、全欠で中学校を卒業していったお子さんや保護者の方には、そのような話をさせていただいているという例があります。

高橋教育長 適応指導教室にでも来てくれると、そのあとのフォローもしやすいんですけど、なかなかそうは行かない場合があると思います。いま長田指導主事が言われたように、学校の中でそういうサポートをしてあげて送り出すというぐらいしかないですね。町長部局でどういう対応をするのかとか、調べてみてください。

大滝課長 はい。

高橋教育長 他に何かございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 それでは、以上ですべての日程を終了いたしました。

それでは、次々回12月定例会につきましては、事務局としては、12月15日(木)はいかがでしょうか。それでは、午前9時半から、この場所をお願いいたします。

それでは、11月16日(水)は午前9時半から、定例会を開きますので、ご参集願いたいと思います。

本日は、これにて閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。